

鈴鹿市本庁舎モニター広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、鈴鹿市本庁舎内にモニターを設置し、広告映像及び行政情報を放映するモニター広告（以下「モニター広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告等の範囲)

第2条 モニター広告に広告を掲載することができる者、広告の内容は、鈴鹿市広告掲載要綱第3条及び鈴鹿市広告掲載基準の規定によるものとする。

(モニターの規格等)

第3条 モニターの規格は、原則として表示部20インチ以上のものとする。

2 前項に規定する以外の広告の規格は、別途定めるものとする。

(モニターの位置)

第4条 モニターの設置位置は、市長が指定する。

(広告主)

第5条 広告映像の募集は、広告代理店（以下「広告主」という。）を通じて行うものとする。

(広告料)

第6条 広告料は、広告主が落札した額とする。

(広告料の納入)

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料を納入するものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、別途定めるものとする。

(広告内容の審査)

第9条 広告主が募集した広告映像は、鈴鹿市広告掲載要綱第7条第1項で定める鈴鹿市広告審査委員会の審査を経て掲載する。

(広告主の責務)

第10条 広告映像は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告映像を提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、広告の掲載を取り消し、又は一時停止することができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) その他広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消し、又は一部停止した場合には、市長は広告主に対しその賠償の責めを負わないものとする。

(広告料の返還)

第12条 既納の掲載料金は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、この限りではない。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、モニター広告の掲載に関して必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年1月17日から施行する。